

- ア. 道徳教育講習会、中高生徒指導講座を開催した。
 - イ. 文部省指定の道徳教育研究学校、生徒指導研究推進校および県教育委員会指定の生徒指導研究学校の研究と実践の充実をはかり、その成果の普及につとめた。
 - ウ. 文部省編「生徒指導の実践上の諸問題とその解明」を各中、高校に配布し、普及徹底をはかった。
 - エ. 進路指導に関する講習会を開催した。
 - オ. 生徒指導職員の活動を促進し、関係諸機関との連携を強化した。
- (3) 産業教育、科学技術教育の振興をはかった。
- ① 産業教育指導者養成講座、産業教育実技講習会、進路指導講座、中学校技術、家庭科実技講習会を開催し、資質の向上をはかった。
 - ② 産業教育関係職員の長期研修を実施した。
 - ③ 理科教育講座を実施した。
 - ④ 理科教育センターの整備をはかり、研修講座の充実につとめた。
- (4) へき地教育、特殊教育の振興をはかった。
- ① 小規模学校研究協議会を開催し、学校経営や学習指導法の改善振興につとめた。
 - ② へき地教育研究学校を指定し、へき地教育の改善充実をはかった。
 - ③ 特殊教育教育課程研究集会や特殊教育指導法講習会を開催するなど特殊教育の改善充実をはかった。
 - ④ 特殊教育研究会の育成強化をはかった。
- (5) 学校環境の整備充実をはかるよう指導を行なった。
- ① 年次計画に基づく環境整備を促進するよう指導し、環境緑化についても配慮するようにした。
 - ② 学校図書館の整備充実をはかるよう指導した。

4 高等学校入学者選抜方法の改訂

高等学校入学者選抜方法の改善については、昭和41年度当

初より、全国的な世論となり、本県においても、学校教育当業者はもちろん、児童・生徒の父兄および一般社会の立場からも、直接的な問題として深い関心もたれてきた。

県教育委員会としても、以前から種々意見があって検討されてきたが、この時点において一応の解決をはかるべく改善策が講じられることになった。

(1) 新選抜方法決定までの経過

- 6月20日 福島県公立高等学校入学者選抜対策委員会（第1回）
- 7月2日 同 対策委員会の小委員会
- 7月12日 同 対策委員会（第2回）
- 7月19日 臨時教育委員会

以上のほかに、この問題に関連して、県高等学校長協議会の研究委員会や県中学校長会支会長会など、いくつかの会議が開かれて意見がかわされた。

(2) 選抜方法改訂の概要

① 学力検査の教科について

入学者選抜のための学力検査は、国語、社会、数学、理科、英語の5教科とする。その理由として、次のことがあげられる。

ア. 従来、学力検査として9教科が実施されたのは、中

学校教育の正常な発展、すなわち、特定の教科等に偏することなく、円満な全人教育がなされることを趣旨とし、ペーパーテストではすべての教科の知識・理解の面を評価し、技術・情操などの面については調査書（内申書）によって評価するという総合評価を、その基本方針としてきたのである。

しかし、最近その趣旨からはなれて、ペーパーテストのみを目的とした断片的な知識の習得を急ぐ傾向が強くなり、特に、音楽、美術、保健体育、技術・家庭などの教科については、それぞれの教科本来の目標から離れて、学習にひずみが見られるようになったことは、本県の一部においても否定できない事実であると考えられる。

それらを是正し、中学校教育を正常化することを必要とする時点に達したと考えられるのである。

イ. 従来の9教科のまま、音楽における実音テストや、美術や体育における実技テストなどを加味することにより、ペーパーテストの欠陥を補うことは、検査のための日数を増加したり、検査当日の受験生の負担過重をきたすなど、選抜方法の簡素化という趣旨に反し、実施は困難である。

ウ. 音楽、美術、保健体育、技術・家庭の4教科は、創造的思考のかん養、技術・技能の向上、情操の陶冶、実践的態度の育成、体力の向上などが主要な位置を占めるものであって、これらを短時間のうちにペーパーテストで評価することは困難である。これらは、調査書を実質的に選抜の資料として生かし、日常の学習そのものが入学者選抜に反映することが望ましい。

エ. 国語、社会、数学、理科、英語の5教科は、論理的思考や累積された知識・理解が主要な位置を占めるので、比較的ペーパーテストで測定できるものであると考えられる。

なお、これらの教科についても、感覚的・情緒的な面や技術・技能に関する面など、ペーパーテストで、完全に測定できない部分については、調査書を入学者選抜の資料としなければならない。

② 調査書の取り扱いについて

入学者選抜にあたっては、「調査書はじゅうぶん尊重するものとする。」このために、

ア. 調査書の形式および記載事項について

㉞ 「各教科の学習の記録」の欄は、学力検査の対象となる5教科と対象外の4教科に分けて記入するようにし、4教科については、特記事項の欄を設ける。

なお、選抜にあたっては、これらの欄がじゅうぶん生かされるように配慮する。

㉟ 学習成績概評の欄を設け、各中学校における卒業生全員に対する受検者の位置づけをする。すなわち中学校卒業生における全教科の総合成績を10段階に分け、その生徒の属する成績段階を記入するものとする。

㊱ 「その他」欄を設け、この欄以外に盛り込み得なかった事項のうち、特に記載すべきものがあれば記入できるようにする。